ＦＰコンサルタント業務委託契約

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と●●●●（FP）（以下「乙」という。）は、以下のとおり、ＦＰコンサルタント業務につき契約を締結した。

第1条（契約の目的）

甲が乙に委託する業務（以下「本件業務」という。）の内容は、以下の各号のとおりとする。

1. ライフプランシナリオの作成
2. 保有資産全体のポートフォリオの分析
3. アセットアロケーションの提案
4. 不動産コンサルティング
5. 加入保険の分析と提案

第2条（報酬）

１　甲は、乙に対し、本件業務にかかる報酬として、金＿＿＿＿＿＿＿円（消費税込）を本契約締結時に乙の指定する口座への銀行振込により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

２　前項にかかわらず、甲が乙に対し本件業務の範囲を超えて業務を委託するときは、甲乙別途協議の上、当該業務にかかわる報酬を定めるものとする。

第3条（再委託）

　乙は、本件業務（第2条第2項規定の業務を含む。以下同じ）の一部を第三者に対して再委託する必要がある場合には、甲の承諾を得なければならない。

第4条（資料等の提供・秘密保持）

１　甲は、乙に対し、乙の求めに応じて本件業務の遂行に必要な事項につき説明をし、書類、記録その他の資料を提供するものとする。また、本契約が終了したときまたは当該資料が本件業務の遂行に必要ではなくなった場合は、乙は、甲の選択に従い、当該資料を返還または廃棄するものとする。

２　甲および乙は、本件業務の遂行に際して知りえた相手方に関する情報については秘密として扱うものとし、相手方の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならない。ただし、以下の各号に定める情報についてはこの限りではない。

1. 取得した時点で、すでに保有していた情報
2. すでに公知となった情報
3. 第三者から正当に入手した情報

第5条（解約）

１　甲および乙は、本契約締結後であっても、相手方に対し書面により解約の申入れをすることにより、本契約を解約することができる。

２　甲は、乙が本件業務に着手後、甲の都合により本契約を解約したときは、既に支払った報酬の返還を請求せず、未払の報酬については直ちに全額支払うものとする。

３　乙は、乙の都合により本契約を解約したときは、既に支払われた報酬の全額を甲に対し返還するものとする。

第6条（契約の解除）

　甲または乙のいずれか一方において、以下の各号に定める事由が生じた場合には、相手方に何らの通告ないし催告を要することなく、ただちに本契約を解除することができる。

1. 本契約に関して重大な義務違反があった場合
2. 支払停止があったとき、仮差押え、差押え、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始等の申立てがあった場合、任意整理の手続を開始した場合
3. 公租公課の滞納処分を受けた場合

第7条（損害賠償）

　甲または乙は、本契約に定める義務の履行または不履行に関し相手方に損害を与えたときは、第2条第1項または第2項に定める報酬を限度として、これを賠償しなければならない。

第8条（個人情報の保護）

１　乙は、甲の個人情報を厳重に管理し、これを外部に漏洩させてはならない。

２　乙は、あらかじめ甲の同意のある場合または個人情報保護法その他関連法規等で許容されている場合を除き、甲の個人情報を外部に提供しないものとする。

第9条（契約上の地位・権利義務の譲渡禁止）

　甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは引き受けさせてはならない。

第10条（契約終了後の残存義務）

本契約の終了（終了の事由は問わない）にかかわらず、第4条第2項、第5条第2項および第3項、ならびに第7条ないし第12条の規定はなお存続するものとする。

第11条（既定外事項）

　甲および乙は、本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、これを定める。

第12条（管轄裁判所）

　本契約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　以上のとおり、契約が成立したため、本契約成立を証するため本契約書2通作成し、甲乙署名（記名）押印のうえ、各1通保有する。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

甲

乙　　 （住所）

（会社名）

（氏名）